

群馬県指令桐土第1620-2号

住所 群馬県桐生市広沢町5丁目4714番地
氏名 明盛宏産株式会社
代表取締役 山野井 清朗

令和5年4月3日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、次のとおり認可します。

令和5年4月26日

群馬県知事 山本 十太



- 1 岩石採取場の区域
桐生市広沢町5丁目4714-1 外72筆
- 2 採取をする岩石の種類及び数量等
（岩石名） 粘板岩 （数量） 12,530,413トン
（掘削する面積） 454,587 m² （地目） 山林
（掘削する高さ） 10メートル
- 3 採取期間
令和5年4月28日から令和10年4月27日まで（5年間）
- 4 認可条件
 - 1 過積載に注意し、運行管理の徹底を行ってください。
 - 2 採取中に土器・石器等の埋蔵文化財を発見した場合には直ちに作業を中止し、当該市町村教育委員会及び、群馬県教育委員会事務局文化財保護課に連絡し、その指示にしたがってください。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。